

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第十一条 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）

第三十三条 この章の規定の適用がある場合における次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
省略	省略	省略	省略
租税特別措置法	省略	省略	省略
第四十条第四項第三号	所得税が	その他	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第四章（第八条、第十一条及び第六節を除く。）その他
第四十条第四項第四号	所得税	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税
第四十条第四項第五号	所得税	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税

（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）

第三十三条 復興特別所得税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上

省 略			
省 略	省 略	四項第五号	
省 略	省 略	租税特別措置法	
省 略	省 略	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えられた租税特別措置法	に係る復興特別所得税

2
省
略

3
第一項に定めるもののほか、所得税及び復興特別所得税に係る国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

4
一・二
省
略

同 上			
同 上	同 上	四項第四号	
同 上	同 上	同 上	
同 上	同 上	同 上	

2
同
上

3
第一項に定めるもののほか、所得税又は復興特別所得税に係る国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

4
一・二
同
上